

社会福祉法人ともかわさき

令和4年度事業計画

1 事業方針

法人の理念の実現に向け、社会状況やニーズの変化に適確に対応するとともに、法令遵守と人権擁護に徹し、障害者がその人らしく安心して地域生活を送れるように各事業を展開する。

持続的に川崎市の地域福祉を担う法人として財務状況の安定、人材の確保、事業所運営の充実に取り組んでいく。

川崎市の障害（児）者福祉全般の向上に寄与する親の会の活動並びに地域活動を支援する。

<法人の理念>

- 利用者が安心して利用できる事業をめざします。
- 利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者主体の上質なサービスを提供します。
- 利用者の希望に沿った自立生活を実現できるよう、適切に支援できる職員の育成に努めます。

2 重点項目

(1) 財務基盤の安定

法人財務については、報酬改定などの影響により厳しい状況が予想されるが、必要とされるサービスを継続的に提供できるよう運営資金積立金の確保と当期収支差額が直近5年の平均相応額となるよう努める。

(2) 人材の確保と育成

ア 人材確保

人材の確保は、安定的な事業運営には不可欠であり、職員採用に向けては、法人ウェブページ、福祉求人サイト等による求人広報、ハローワーク求人、施設見学や職業体験の機会提供や社会福祉士・保育士の実習受け入れの拡充等により福祉職の魅力を発信し、採用に結び付ける方策を積極的に行う。また、中途・経験者採用については、定年退職者や育児のために離職していた女性の再就職の促進など雇用機会を拡充し、採用年齢の拡大など広く人材確保に努める。

採用後は、組織内のキャリアパスを明確に示すことで就労意欲の向上を図り、早期離職とならないフォロー体制を構築する。

イ 人材育成・活用

人材の育成は、法人の運営と事業サービスの充実に不可欠であり、採用時から知識及び技能の取得と向上を目的に今年度も階層別・職務別の Online 対応による法人内研修や外部参加研修を実施する。

人材の活用は、組織内の新たなキャリアパスを検討構築し、適切な人材の登用を図っていく。

(3) 事業所の整備

ア 「生活介護事業所かせやま」の開設

「生活介護事業所かせやま」を幸区北加瀬（旧つくし）に開設する。

開設日は令和5年3月とし、「生活介護事業所ひらま」「生活介護事業所どりーむ」からの利用者移行など丁寧に行い、適正に事業を実施する。

(4) 地域との連携・交流

社会福祉法人の地域における公益的な取り組みとしてパラアート活動を展開する。

3 事業別項目

<通所サービス部門>

(1) 生活介護事業

生活介護11事業所で、利用定員合計408名で障害者総合支援法に基づき事業を実施する。事業所では、車両による利用者送迎サービス、日中活動として作業・就労支援・文化・余暇・スポーツレクリエーション、給食、介護、健康管理などのサービスを提供する。

① 「生活介護事業所かせやま」の利用者支援

年度末の開設に伴い利用者にとっては新たな場所での活動となるため、精神的な面の支援に重点をおき日中活動の場として安定した生活を送れるよう支援する。

(2) 就労支援事業

「就労おおしま」において利用定員合計20名で障害者総合支援法に基づき就労継続支援B型事業を実施する。事業所では、受注した下請作業や点字名刺の作成等を通して就労支援を行う。また、利用者の工賃向上に取り組む。

(3) 給食（配食）サービス事業

「ひらま」「ちとせ」「すえなが」の3事業所で「わたりだ」を除いた各事業所への配食サービスを実施する。事業所への配食は保冷車両を使用する。

<地域生活支援部門>

(1) 短期入所事業

短期入所2事業所で、障害者総合支援法に基づき事業を実施する。2事業所の短期入所サービス連携を進め、利用促進を図る。

① 「ライブリー」

短期入所は利用定員10名、日中短期入所は利用定員5名で実施する。短期入所定員10名のうち2名は「川崎市障害者(児)緊急短期入所ベッド確保事業要綱」に基づく緊急入所定員とする。二人部屋の一人部屋改修に伴う本格利用を開始する。

事業所では短期宿泊及び日中活動のサービスを提供する。給食については業務委託を行い利用者に提供する。昼食は生活介護事業所わたりだの利用者等にも提供する。

② 短期入所事業所「ひらま」

短期入所は利用定員12名で実施する。事業所では短期宿泊及び日中活動のサービスを提供する。給食については生活介護事業所ひらまの配食サービスを利用する。

(2) 相談支援事業

相談支援3事業所で、地域で生活する障害者及び家族等の相談に応じ、各種サービスの利用援助・調整などを通じて地域生活に必要な支援等を行う計画・地域移行の事業を実施する。

① 地域相談支援センター「ラルゴ」(幸区)

今年度は、なかはら障害福祉施設ひらま内に事業所を置き、相談支援専門員2名・事務員1名で、幸区内の担当区域における計画・地域移行の相談支援を行う。
令和5年3月末開所予定の「かせやま」への移転に向けた準備を行う。

② 相談交流ひらま(中原区)

なかはら障害福祉施設ひらま内に事業所を置き、相談支援専門員1名で、中原区における計画相談支援を行う。

③ 地域相談支援センター「ドルチェ」(多摩区)

多摩区宿河原に事業所を置き、相談支援専門員2名・事務員1名で、多摩区内の担当区域における計画・地域移行の相談支援を行う。

(3) 地域生活支援事業

① とも移動支援等事業所

なかはら障害福祉施設ひらま内に事業所を置き、障害福祉サービスの行動援護、川崎市の地域生活支援事業の移動支援及びあんしんサポートをヘルパー13名・他事業所職員2名で実施する。主に土曜・休日の外出余暇活動による社会参加への支援や自宅での家事援助・見守りなどの生活支援サービスを提供する。

② 日中一時支援事業所「ひらま」

なかはら障害福祉施設ひらま内に事業所を置き、利用定員10名で川崎市日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱に基づき事業を実施する。

(4) 障害者生活支援・地域交流事業

「相談交流ひらま」において①ボランティア協働事業②パラアート活動事業③ひらま菜園事業④施設開放事業⑤情報発信事業などを行う。

<居住支援部門>

(1) 共同生活援助事業

とも共同生活事業所として7グループホームで、定員合計34名、職員22名で障

害者総合支援法に基づき実施する。

宮前区でグループホーム「なんぺい」(女性4名)、多摩区でグループホーム「なかのしま1」(男性5名)、「なかのしま2」(女性5名)、グループホーム「なかのしま3」(男性5名)、「なかのしま4」(女性5名)、グループホーム「なかのしま5」(男性5名)、「なかのしま6」(女性5名)を運営する。

世話人及び生活支援員が交代で業務を行い、食事(朝食・夕食)の提供や日常の身近支援を行う。

(2) 福祉ホーム(指定管理事業)

三田福祉ホームの指定管理者として利用定員10名、職員4名で「三田福祉ホームの管理に関する基本協定書」に基づき第4期指定管理期間(令和3年4月から令和8年3月)のホーム運営を行う。

<法人事務部門>

(1) 法人本部事業

なかはら障害福祉施設ひらま内に法人事務局を置き法人運営管理等を行う。

(2) 地域福祉施設管理事業(市管理運営委託)

地域福祉施設ちどり(高津区溝口)の管理受託者として事務局分室を置き会議室の管理運営を行う。

(3) 地域福祉活動援助事業

主に事務局分室において次の事業を支援・実施する。

- ・ 障害者ふれあい製品振興事業、成人を祝う会事業、本人部会活動事業、学齢障害児地域活動事業、知的障害児者研修事業等の実施を支援する。(市委託事業)
- ・ 心身障害児者福祉大会の開催を支援する。

(4) 団体等補助・支援事業

主に事務局分室において次の事業を支援・実施する。

- ・ 川崎市育成会手を結ぶ親の会・川崎市自閉症協会・川崎市肢体不自由児者父母の会の活動費を補助する。(市委託事業)
- ・ 川崎市育成会手を結ぶ親の会事務局を分室において担う。

(5) 法人の地域における公益的取組

社会福祉法人の地域における公益的取り組みとして①川崎市においてパラアート活動を展開する。②社会福祉法人・施設地域貢献事業(地域生活支援SOSかわさき事業)に協力する。

4 法人運営

(1) コンプライアンスと指導管理体制の確立

法人事業の運営に関しては、法令遵守の徹底を図る。事業所への事業自己点検シート作成義務化、事業所への法人本部による内部監査(指導面談)の実施、事業所への

臨時的運営指導などによる指導管理並びに定期的な各種報告書提出、管理職・管理者会議開催、事務局通信発行など法人本部による事業管理体制を継続する。第三者評価の実施や事業運営の全般的指導を担う管理体制の検討を行う。

(2) 権利擁護の推進

利用者をはじめとする権利侵害が起きない起こさない権利擁護を徹底する。業務マニュアルやサービス心得を基本に利用者が常に安心して利用できる利用環境を整える。

利用者の権利擁護、虐待防止などのため虐待防止委員会を設置する。また、権利擁護等をテーマにした研修を階層別に計画実施するとともに、毎年10月の権利擁護月間には各事業所で独自の取り組みと研修を計画実施する。

(3) 労務管理

就業管理システムにより勤務状況を把握し適正な労務管理を行い、職員が働き続けやすい業務体制を維持する。

職員は法人運営の財産と考え、社会状況に応じた働き方が可能な労働環境の整備に引き続き努める。

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」（年金制度改正法）適用に伴う加入対象者拡大に適正に対応する。

5 評議員及び役員

(1) 評議員（第13期）

- | | |
|------|---|
| ①定数 | 7～9名 |
| ②任期 | 令和7年6月開催の定時評議員会終結時まで |
| ③評議員 | 明石 洋子 藤井 礼子 田部井 恒雄
富永 健太郎 成田 すみれ 西矢 健一郎
池田 健児 美和 とよみ |

(2) 理事・監事（第14期）

- | | |
|------|--|
| ①定数 | 理事6名 監事2名 |
| ②任期 | 令和5年6月開催の定時評議員会終結時まで |
| ③理事長 | 桑原 賢治 |
| ④理事 | 石戸 保夫 水野谷 博路 渡辺 典彦
堀内 昭広 市田 慎一 |
| ⑤監事 | 星 栄 奥山 浩子 |

5 事業所管理職・役職者等計画

事業所名	管理職	主査・主任	管理者	サービス管理責任者
法人本部・事務局	事務局長 石戸保夫 主幹 堀内昭広 主幹 市田慎一			
事務局分室	分室長 藤巻 仁			
ライプリー	施設長 杉浦辰彦	主任 細渕 礼	管理者 杉浦辰彦	
わたりだ	主幹 三上仁彦	主任 日下部貴光	管理者 三上仁彦	サービス管理責任者 金子真弓
生活介護事業所 おおしま		主査 島田悦子 主任 羽生友子	管理者 島田悦子	サービス管理責任者 玉島美奈子
就労支援事業所 おおしま		主任 星野プライアン聡	管理者 三上仁彦	サービス管理責任者 水戸千明
むぎの穂	主幹 市田直美	主任 塚田雅典	管理者 市田直美	サービス管理責任者 石川忠俊
どりーむ		主任 片岡 健	管理者 市田直美	サービス管理責任者 小林大輔
短期入所事業所 ひらま	主幹 中川 浩	主任 玉島和裕	管理者 中川 浩	
日中一時支援事業所 ひらま			管理者 中川 浩	
相談交流ひらま		主査 宇津木健二	管理者 中川 浩	
生活介護事業所 ひらま	主幹 泊 昇	主査 高嶋直美 主任 木下明美	管理者 高嶋直美	サービス管理責任者 小林のぞみ
とも移動支援等事業所			管理者 泊 昇	サービス提供責任者 大原雅世
地域相談支援センター ラルゴ				相談員 小野寺隆介、加藤主力
地域相談支援センター ドルチェ		主査 日野 淳		相談員 日野淳、三浦 享
ひさすえ	主幹 水野谷博路	主任 三原裕子	管理者 水野谷博路	サービス管理責任者 三宅武幸
ちとせ	主幹 衆井小百合	主査 細渕俊一	管理者 衆井小百合	サービス管理責任者 高橋将
たちばな	主幹 御原恵子		管理者 御原恵子	サービス管理責任者 青木章弘
すえなが		主任 吉原 賢	管理者 御原恵子	サービス管理責任者 後藤圭太
なしの実	主幹 渡辺典彦	主査 清水 亮 主任 池内正志	管理者 清水 亮	サービス管理責任者 佐伯達彦
あかね		主任 小野山照美	管理者 渡辺典彦	サービス管理責任者 小野孝浩
三田福祉ホーム	ホーム長 水谷吉孝		ホーム長 水谷吉孝	
とも共同生活事業所			管理者 水谷吉孝	サービス管理責任者 駒形孝子、酒井和明

6 職員配置計画

事業所名		常勤	非常勤	合計
生活介護	わたりだ	10	1	11
	生活介護事業所おおしま	11	4	15
	むぎの穂	10	1	11
	どリーむ	7	2	9
	生活介護事業所ひらま	16	8	24
	ひさすえ	16	7	23
	ちとせ	14	7	21
	たちばな	11	5	16
	すえなが	10	3	13
	あかね	19	9	28
	なしの実	13	5	18
	給食	3	18	21
就労支援	就労支援事業所おおしま	3	2	5
短期入所	ライブリー	15	3	18
	短期入所事業所ひらま	15	0	15
日中一時支援事業所ひらま		2	0	2
移動支援等事業所		1	12	13
相談支援	ラルゴ	3	0	3
	ドルチェ	3	1	4
	相談交流ひらま	2	0	2
居住系	三田福祉ホーム	4	0	4
	とも共同生活事業所	14	8	22
事務部門	法人本部・事務局	6	2	8
	事務局分室/ちどり	3	2	5
合 計		211	100	311

※ 兼務の場合は、主事業所に計上

7 サービス提供計画

事業所名		定員	現員	備考	
生活介護	わたりだ	20	20	新卒2名	
	生活介護事業所おおしま	35	31	新卒1名	
	むぎの穂	40	27		
	どリーむ	20	19		
	生活介護事業所ひらま	40	47	新卒2名	
	ひさすえ	57	48	新卒3名	
	ちとせ	40	35		
	たちばな	34	32		
	すえなが	40	36		
	あかね	47	56		
	なしの実	35	36		
	小計		408	387	
就労支援	就労支援事業所おおしま	20	20		
短期入所	ライブリー	10	—		
	短期入所事業所ひらま	12	—		
日中一時支援事業所ひらま		10	13		
居住系	三田福祉ホーム	10	3	川崎市指定管理事業	
	とも共同生活事業所	なんぺい	4	4	
		なかのしま1	5	5	
		なかのしま2	5	5	
		なかのしま3	5	5	
		なかのしま4	5	5	
		なかのしま5	5	5	
		なかのしま6	5	3	
	小計		34	32	
合計		504	455		

※ 「現員」は4月1日時点での予定数

8 評議員会・理事会

評議員会

第6回定時評議員会 6月下旬 令和3年度事業報告、決算に関する件、
理事会

第101回理事会 6月上旬 令和3年度事業報告、決算に関する件他

第102回理事会 12月上旬 令和4年度事業執行状況、中間会計報告他

第103回理事会 3月下旬 令和5年度事業計画、予算に関する件他

9 諸会議

事業執行委員会 年12回開催 事業執行委員（理事長及び理事）

管理職・管理者会議 年12回開催 管理職・管理者・事業執行委員

主査主任会 年2回程度 主査・主任・担当管理者

サービス管理責任者会 年3回程度 サービス管理責任者・担当管理者

看護師会 年3回程度 看護師・担当管理者

栄養士会 年3回程度 栄養士・担当管理者

虐待防止委員会 年2回程度 虐待防止委員

衛生委員会 月1回開催 産業医・衛生委員

10 職員研修

新人研修会 年4回 令和4年度採用職員対象

新入職員がイグニス 3月末 令和4年度途中採用及び令和5年度採用職員対象

法人内研修会（研修委員会企画） 月2回程度 階層別・職務別に対象職員

安全運転講習会 年4回 令和4年度採用職員及び運転講習が必要な職員対象

外部研修会 随時 参加希望職員対象

11 工事・物品購入等

(1) 建物・設備関係

生活介護事業所かせやま 建築工事

(2) 固定資産物品購入関係

生活介護事業所かせやま 開設に伴う物品購入

(3) 車両関係

わたりだ・むぎの穂 送迎用車両(共同募金会助成申請)

たちばな 送迎用車両(JKA助成申請)